

令和2年(2020年)4月27日

臨時預かり児童の保護者の皆様へ

愛荘町教育委員会 教育長 徳 田 寿

感染または感染の可能性がある場合の対応について

平素は、町教育行政に格別のご理解ご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

今般の学校等における臨時休業を5月31日(日)まで延長しました。これは、感染症の拡大防止のための取組であり、ご家庭で過ごしていただくことが大原則です。さらに、国の緊急事態宣言の全国拡大により、滋賀県が対象地域になったことを受け、知事から**接触機会の低減(外出自粛)**を要請されました。

そこで、小学校での感染拡大を防止するため、児童・ご家族が感染した場合、または感染の可能性がある場合(次の①～⑧に該当)は、必ず各小学校にご連絡いただきますとともに、児童の登校をできるだけ控えていただきますようお願いいたします。

- ①児童が感染した場合 → 登校はできません。臨時預かりは直ちに中止します。
- ②保護者等が感染し、児童が濃厚接触者となった場合 → ①と同様。
- ③保護者が濃厚接触者となり、会社や保健所から自宅待機を要請された場合
→ 登校できません。
- ④保護者の職場等で感染者が確認され、濃厚接触者と断定はされていないが、感染の疑いがあるため、職場等から自宅待機を要請された場合
→ 登校を控えてください。
- ⑤保護者の職場等で感染者が確認され、保護者が自主的に自宅待機をしている場合
→ ④と同様。
- ⑥保護者及び同居の家族に発熱がある場合
→ ④と同様。
- ⑦保護者の職場で感染者が確認されたが、自宅待機は要請されておらず、保護者は通常どおり出勤している場合
→ 児童に症状がなければ登校できますが、できる限り④と同様。
- ⑧保護者の職場で発熱等があり、感染者となる恐れのある人がいる場合
→ 自主的に保護者が自宅待機するのであれば、④と同様。保護者が出勤するのであれば、⑦の対応。